

令和7年11月11日
みどり33推進担当部
公園緑地課

議会の委任による専決処分の報告
(家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和7年6月7日(土) 午前7時30分頃
(天気: 晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区立ビール坂緑地

(3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)が管理するビール坂緑地の樹木(アカシデ 幹回り約1.6m、高さ約12m)が、根元付近の腐朽箇所から折れて倒伏し、倒れた先の同緑地内の樹木(トウネズミモチ)にぶつかった。その際、圧力がかかったことで、ぶつかった樹木の枝(枝元の周囲40cm、長さ約5m)が折れ、乙らが所有する隣接の2階建住宅の雨どいほかに衝突し損傷を与えた。

(4) 相手方 別紙の通り

2 相手方への損害賠償額 561,000円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和7年10月30日